ゲストハウスの整備・運営事業補助金交付要綱

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成28年8月19日

　（趣旨）

第１条　地域団体が地域内の商店街にある空き店舗を活用し、移住・定住及び交流促進を目的としたゲストハウスを整備し、運営を行う事業に対して、ゲストハウスの整備・運営事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

　（対象事業）

第２条　補助金の対象事業とする地域活動事業は、次の全ての要件を満たす事業とする。

1. 公益性があり、不特定多数の者の利益に寄与するものであること。
2. 都市部への波及効果及び新たな展開が期待できるものであること。
3. 都市部からの新規移住希望者の受入を支援すること。
4. 国、県及び町からの助成を受けていないこと。
5. 政治活動、宗教活動及び宗教行事ではないこと。

　（対象団体）

第３条　この要綱の対象となる地域活動団体は、次の各号のいずれにも該当する対象地域に根ざした地域活動団体とする。

1. 高森町に活動拠点を有していること。
2. 住民の5人以上が構成員となっていること。
3. 活動実績があること。

　（補助対象経費）

第４条　補助対象経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業の実施に要する次の各号に掲げる経費とする。ただし、事業収入等がある場合は、経費から事業収入等を控除して得た額を対象経費とする。

（補助金の交付額）

第５条　補助金の交付は、予算の範囲内とし、次の各号に該当する額を上限とする。

１ゲストハウス施設整備のための経費　10,000千円

（1） 施設整備費

（2） 内装・設備・施工工事費

２ゲストハウスの運営費　　　　　　　 1,900千円

（1） 事務消耗品費

（2） 役務費（団体自ら行うことができない業務に対する費用）

（3） 謝礼

（4） 原材料費

（5） 印刷製本費

（6）　備品購入費

　（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする地域活動団体は、代表理事が別に定める申請期限ま

　でにゲストハウスの整備・運営事業補助金交付申請書（様式第1号）を代表理事に提出し

　なければならない。

　（補助金の交付決定）

第７条　代表理事は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び額を決定するものとする。

２　代表理事は、前項の決定に基づき、ゲストハウスの整備・運営事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又はゲストハウスの整備・運営事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

　（申請事項の変更）

第８条　前条の規定により交付決定の通知を受けた申請者で、次の各号に該当する場合は、速やかにゲストハウスの整備・運営事業補助金変更（中止・廃止）交付申請書（様式第4号）を代表理事に提出し、その決定を受けなければならない。

（1）事業の実施箇所の変更等主要な内容の変更

（2）交付対象経費の変更

（3）補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

　（変更交付決定等）

第9条　代表理事は、前条の申請書において、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、変更内容を決定して、ゲストハウスの整備・運営事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、申請者へ通知するものとする。

　（実績報告書）

第10条　補助金の交付決定を受けた地域活動団体は、補助対象事業が完了した場合はゲストハウスの整備・運営事業補助金実績報告書（様式第６号）を代表理事に提出しなければならない。

２　前項の実績報告書は、事業終了の日から30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

　（補助金額の確定）

第11条　代表理事は、前条の実績報告書の提出があった場合は、速やかに当該報告書の審査を行い、交付すべき補助金額を確定し、ゲストハウスの整備・運営事業補助金交付確定通知書（様式第７号）により地域活動団体に通知するものとする。

　（補助金の交付）

第12条　代表理事は、前条の規定により補助金額を確定した後において、補助金を地域活動団体に交付するものとする。ただし、補助事業の執行上、補助金の交付決定後補助事業の実施前に必要と認める場合は、交付決定額を概算払いで交付することができる。

２　地域活動団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、ゲストハウスの整備・運営事業補助金交付（概算払い）請求書（様式第８号）を代表理事に提出しなければならない。

　（補助金交付の取消し）

第13条　代表理事は、地域活動団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

1. この要綱及び補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
2. 対象事業を実施しなかったとき。
3. 申請の内容と事実が著しく異なったとき。
4. その他代表理事が補助金の交付が適当でないと認めたとき。

　（補助金の返還）

第14条　代表理事は、補助金の交付を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該地域活動団体に対し返還を命ずるものとする。

２　補助を受けた地域活動団体は、対象事業の実施後において、既に交付を受けた補助金に残額がある場合は、当該残額を代表理事に返還しなければならない。

　　　附　則

　この要綱は、平成28年8月19日から施行する。